

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	玄海町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.genkai.saga.jp/town/mayor/000002724/

執行機関名 玄海町長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	玄海町町営住宅条例(平成10年玄海町条例第1号)による町単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年玄海町条例第29条) 別表第1 第5項 玄海町町営住宅条例(平成10年玄海町条例第1号)による町単独住宅の管理に關
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法第1条	玄海町町営住宅条例第1条 玄海町町営住宅条例施行規則第2条の3第4項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	(条例) 第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)に基づいて、町営住宅及び共同施設の設置、整備及び管理について、法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。 (規則)
⑦独自利用事務の関連規範		